

事業所内保育施設に関するQ&A（新制度関係）

平成26年8月22日版

No.	質問	回答
1	<p>複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。</p>	<p>複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となります。ただし、この場合においては、①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておくことが必要です。</p>
2	<p>新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、その調理施設（設備）として、社員食堂を活用することは認められますか。</p>	<p>事業所内保育所においても、原則として、自園調理（給食）が必要となります。このため、定員20名以上の場合には調理室の設置が、19名以下の場合には調理設備の設置が必要となります。この調理施設（設備）については、事業所内保育所の特性にかんがみ、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることを前提に、社員食堂を調理施設（設備）として活用することも認められます。</p>
3	<p>事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。</p>	<p>事業所内保育所が市町村の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠の子どもも含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けた全ての子どもが給付の対象となります。ただし、従業員の利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者に一定の負担を求めることとし、公定価格の仮単価において、従業員枠の子どもに対する金額は地域枠の子どもに対する金額の84%となっています。</p>
4	<p>事業所内保育事業の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。</p>	<p>保育料の額は、国が定める基準額を限度として各市町村が定めることとなりますが、国が定める基準においては、同じ認定区分（1号・2号・3号）であれば、施設・事業の種類に関わらず同一としており、同じ年齢・所得であれば、事業所内事業を利用した場合と保育所を利用した場合の保育料は同じになります。</p>
5	<p>従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。</p>	<p>従業員枠の子どもの保育料については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしています。したがって、事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域の子どもの保育料よりも安く設定することも可能です。</p>
6	<p>事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能ですか。</p>	<p>3歳以上児の保育は、保育所又は認定こども園で行うことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。</p>
7	<p>年度途中で従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。</p>	<p>本来、従業員のために設置している事業所内保育所において、年度途中で従業員の子どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受け入れが可能となるよう配慮することとしています。具体的には、従業員枠の定員が既に埋まっているが、地域枠に空きがある場合、地域枠を活用して受け入れることが可能です。なお、その結果、地域枠の定員も埋まってしまう、その後地域枠の利用希望が生じた場合においても、認可基準を下回らない範囲で定員弾力化の活用を行い、全体の利用定員を超えて受け入れることも可能です。また、年度当初から地域枠の空きがない場合でも、同様に、定員弾力化の活用による対応も可能です。</p>

No.	質問	回答
8	大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。	学生の子どもについても給付対象となりますが、従業員枠の扱いとなります。
9	事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのですか。子どもが居住する市町村からですか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からですか。	従業員の子どもについては、居住する市町村において保育認定を受けていただいた上で、居住市町村が給付を行うこととなります。
10	事業所内保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。	<p>事業所内保育事業においては、小規模型、保育所型に共通して、自園調理を行うことが原則ですが、自園内での調理業務を外部の事業者へ委託することは可能です。</p> <p>園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認められませんが、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院から搬入することは可能です。また、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、例外的に学校（給食室）や学校給食センターからの搬入も認めることとしています。</p> <p>また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準施行の日の前日（平成26年4月29日）までに現存する自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園での調理体制を整える前提で、弁当持参や外部搬入を認める経過措置を設けています。</p>
11	小規模型事業所内保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。	<p>小規模型事業所内保育事業については、小規模であることや原則として3歳未満児を受け入れの対象としているという事業の性格を踏まえ、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設けていただくこととしています。（連携施設を設定することが認可の要件のひとつとなっています。）</p> <p>上記①の「保育内容の支援」の具体例としては、連携施設で調理した給食の搬入、連携施設の嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、事業所内保育の保育士が急病の場合などにおける後方支援などが考えられます。</p> <p>また、上記②の「卒園後の受け皿」については、事業所内保育事業を卒園した後、確実な受け皿（転園先）があることが保護者の安心感や事業の安定性を確保していく上で、極めて重要であることから、連携施設に求める重要な役割として位置付けています。なお、連携施設における地域型保育事業からの受け入れのルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとしています。</p>
12	連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の地域型保育事業の連携施設となることは可能ですか。	<p>地域型保育事業が設定する連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はありません。</p> <p>複数の施設を連携施設として、複数の施設で卒園後の受け皿を確保することも可能ですし、連携施設側が複数の地域型保育事業の連携施設となることも可能です。</p> <p>なお、地域型保育事業と連携施設との連携内容については、優先的な利用枠の設定などの内容を明確にすべきことから、①連携施設から給食の外部搬入を行う場合、②合同で嘱託医の健診を受ける場合、③優先的な利用枠を設ける場合、には、協定書などの締結を求めることとしています。</p>

No.	質問	回答
13	連携施設として協力していただける施設が見つからない場合、小規模保育事業の認可を受けられないのですか。市町村に調整をお願いすることはできますか。	<p>地域型保育事業者と教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者との間で調整し、設定することが基本となります。しかしながら、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合には、地域型保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととしています。</p> <p>ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、特例措置として、連携施設を設定しなくても認可を受けることが可能です。</p> <p>また、第1期の市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間においては、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市町村が判断した場合、市町村は連携施設の設定を求めないことができる、という経過措置を設けています。</p>
14	小規模型事業所内保育事業の保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。	<p>小規模型保育事業における保育補助者（保育士等の有資格者以外）は、市町村又は市町村が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了することが必要です。</p> <p>研修の内容については、現行制度で行われている以下の内容を基本としつつ、今後、研修の実施体制も含め、国において検討していくこととしています。</p> <p>（参考）講義等21時間＋実習2日間以上</p>
15	事務職員を配置する必要がありますか。	<p>公定価格の算定上は、非常勤の事務職員1名分の人件費が積算されていますが、所長等の職員が兼務する場合や業務委託する場合は配置は不要です。</p> <p>ただし、地域型保育事業として事業所内保育事業を実施する場合、入所事務（従業員枠と地域枠の調整、定員を上回る場合の選考）、保育料の徴収、地域型給付費の各市町村への請求、月例報告等の事務負担が生じることが予想されるため、配置した方が望ましいと思います。</p>
16	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのですか。	<p>配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数になります。</p> <p><算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30(\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} + \{3\text{歳児数}(*1) \times 1/20(\text{〃})\}$ $+ \{1,2\text{歳児数}(*2) \times 1/6(\text{〃})\} + \{乳児数 \times 1/3(\text{〃})\} = \text{必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入)}$ <p>(*1) 1号認定こどもの場合満3歳児を含む。 (*2) 1号認定こどもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢</p> </p>

No.	質問	回答
17	保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることはできますか。	<p>①短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育・保育従事者 次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組であって当該組に係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること ・常勤の保育に従事する者に代えて短時間勤務の保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること <p>②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします</p> <p>①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。</p> <p><常勤換算値を算出するための算式> （短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計）÷（各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数）＝常勤換算値（小数点第1位を四捨五入）</p>
18	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されていますが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されますか。	公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。
19	定員を超えて受入れをしています。給付費は支払われますか。	<p>市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により基準（保育従事者、保育室面積等）の範囲内で利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。</p> <p>※なお、利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（認可権者への認可・届出等）も必要になります。</p>

No.	質問	回答
20	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものですか。	<p>所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 <p>※そのため、2以上の施設（事業所）と兼務し、所長（管理者）としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。</p>
21	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れています。その場合はどのように支払われますか。	<p>休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。</p> <p>なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることとなります。</p>
22	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのでしょうか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのでしょうか。	<p>「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。</p> <p>また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。</p> <p>なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。</p>
23	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのでしょうか。	<p>夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可（認定）を受けた施設に加算されることとなります。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たっての要件を参考に検討していく予定です。</p>
24	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになりますか。	<p>保育士比率向上加算は小規模型事業所内保育事業所において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。</p> <p>なお、小規模型であっても保育士比率10/10で運営する事業所には、別途の単価が適用されます。</p> <p>（*）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）</p>
25	障害児保育加算の加算要件はどのようになりますか。	<p>障害児（*）を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。</p> <p>（*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）</p>
26	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのですか。	<p>保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設（事業所）に適用されます。</p>

No.	質問	回答
27	事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。	事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。
28	医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。	医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設（地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの）については、事業（附帯業務）として行うことができることとなっています。 一方、子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業については、医療法人が行うことができるようにするためには、告示等に新たに規定する必要があることから、現在、国において告示の改正を検討中です。
29	所在市町村が事業所内保育事業の認可・確認を行う際に、従業員枠の下限はあるのでしょうか？たとえば、従業員枠10人、地域枠40人のような事業所内保育事業も認可・確認を受けることが可能なのでしょうか？	地域型保育事業のひとつの類型と位置づけられた趣旨にかんがみ、地域枠については、省令第42条を踏まえて市町村が定める乳幼児以上の定員枠を設定していただく必要はありますが、従業員枠10名、地域枠40名のような従業員枠が圧倒的に少ない事業所内保育所であっても、特段、従業員枠の下限は設けておりません。